

## 令和3年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 日時

令和4年2月3日（木）午後3時から4時30分まで

### 2 場所

原則オンラインで開催

（オンラインでの出席が難しい委員）

TKPガーデンシティ仙台勾当台 2階ホール2

### 3 出席者

#### （1）委員

別紙「出席者名簿」のとおり（10名出席）

#### （2）事務局

保健福祉部 鈴木副部長

教育庁特別支援教育課

企画管理班 鈴木班長

経済商工観光部雇用対策課 小川専門監

保健福祉部障害者福祉課 大森課長，八鍬副参事

企画推進班 片桐班長，日野原主査，前田主事，首藤主事，井比主事

施設支援班 後藤班長

保健福祉部精神保健推進室 松野室長，柳谷総括室長補佐

発達障害・療育支援班 千田班長

### 4 議事要旨

#### （1）開会

##### （事務局・八鍬副参事）

○ それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度第2回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。

○ 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部副部長の鈴木より、一言御挨拶申し上げます。

##### （鈴木保健福祉部副部長あいさつ）

○ 宮城県保健福祉部副部長の鈴木でございます。

○ 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとう

ございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

- 現在県では、オミクロン株による感染拡大への対策として、基本的感染対策の徹底に加え、県内全域を対象にワクチン3回目接種の加速化や教育・保育現場での感染防止対策の強化などの緊急特別要請を行っているところであり、本協議会におきましても、原則オンラインでの開催とさせていただきました。
- さて、本日は、お手元の次第にありますとおり、報告事項として、「障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けた普及啓発」及び「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について御報告させていただきます。
- 続きまして、本日の議題として「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域生活支援のあり方」について御審議いただくこととしております。
- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域生活支援のあり方につきましては、前回の協議会の後、グループホームの実態を調査するためのアンケートを実施しておりますので、その結果を御報告するとともに、とりわけ医療的ケアを要する方や強度行動障害のある方への支援や日中サービス支援型のグループホームの整備促進について御議論いただくものです。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしく願いいたします。

**(事務局・八鍬副参事)**

- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしく願いいたします。

**(阿部会長)**

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、まず報告事項として2点、「障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けた普及啓発」についてと、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について報告いただくこととなっております。
- 報告事項の後、議事として「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域生活支援のあり方」について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、

円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- それでは、報告事項（１）の「障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けた普及啓発」について事務局から説明をお願いします。

## （２）報告事項

### ①事務局説明

#### （事務局・大森課長）

- 障害福祉課長の大森でございます。よろしくお願いいたします。
- それでは、「障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けた普及啓発」について、御説明させていただきます。お手元のA4、6枚ものの「資料1」をご覧ください。
- 「1 概要」ですが、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」が施行されたことを機に、条例に規定する共生社会の実現に向けた普及啓発や手話の普及として、各種事業に取り組んでおります。
- 「2 取組内容」ですが、「（1）普及啓発用リーフレットの作成」については、小学校の総合学習などで使用することも想定した県民向けリーフレット2万5千部を作成し、1月下旬に県内各小学校に配布しております。
- このほか、商品販売・サービス分野の事業者向けリーフレット6千部を作成しており、今後、商工会等を通じて、各事業者に配布してまいります。これらのリーフレットにつきましては、御参考までにお手元に配布しておりますので、後ほど御覧ください。
- 次に「（2）ラジオ放送による普及啓発」ですが、6月からDate FMで、障害を理由とする差別の解消について、1分番組の放送を行っており、令和4年3月までに計25回の放送を予定しております。このほか、8月、11月、12月には、それぞれ合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金、助け合いアプリの実証事業、障害者週間を内容とする電話インタビューによる3分番組の放送を行っております。
- 「（3）合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金」については、県内事業者が障害者に配慮した環境整備を行う場合に整備費用を助成し、その優れたモデル的取組を県民や事業者に広く情報発信するものです。これまでに、10件の交付決定を行っておりますが、具体的には、3枚目の別紙1をご覧ください。
- 業種としては宿泊業6件、販売業・理容業等4件、補助事業の内容としては、スロープや手すりの設置、和室から洋室への改修、車いす対応トイレへの改修等となっております。今後は、本事業を活用して整備した事例をホームページ等で広く県民や事業者へ情報発信してまいります。
- 1枚目の資料にお戻りいただき、「（4）スマートフォン用アプリを活用した助

「助け合い実証事業」については、スマートフォン用アプリ「Ma y i i (メイアイ)」の手助けマッチング機能を活用して、手助けを必要とする人と手助けしたい人とを繋ぐことにより、特に学生など若い世代と障害者との交流機会の拡大や相互理解を促す取組です。この実証事業については、先月、1月26日から仙台市内を実証エリアとした本格実証をスタートしており、記念イベントとして、学生らを対象に、障害者に対する理解を深めるための講演会を開催しました。

- 講演会の次第及び新聞記事について、別紙2及び別紙3の1、3の2として添付しておりますので、後ほどご覧ください。今後、できるだけ多くの方々にアプリを利用してもらえよう、お手元に配布のアプリのチラシや体験交流会の様子をまとめた動画の活用、体験交流会の開催など、様々な形での普及啓発に努めてまいります。
- 1枚めくっていただきまして、「(5) 手話の普及に関する事業」ですが、今年度からは、新たに県職員向けの手話勉強会を実施しており、今年度は県庁のほか気仙沼保健福祉事務所と仙南保健福祉事務所で開催しております。このほか、聴覚障害者向け情報提供施設である「みみサポみやぎ」を通じて、県民向け手話教室や中途失聴者・難聴者向け手話教室を開催しております。
- 「障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けた普及啓発」につきましては、以上でございます。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、条例の制定を踏まえた施策の展開として、差別解消に向けた普及啓発や手話の普及に取り組んでおり、今年度新たに、リーフレットの作成、スマートフォン用アプリを活用した助け合い実証事業、合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金、ラジオ放送、県職員向け手話勉強会や市民向け手話教室の開催等を行っているとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。
- なお、オンラインで御出席の皆様は、「参加者一覧」を開き、最下部に表示される「手を挙げる」ボタンをクリックしてください。また、本日は原則オンラインでの開催としておりますので、御発言の際には、最初にお名前をおっしゃってから、御発言ください。

**(阿部会長)**

- 御意見、御質問等ございませんか。
- 御意見、御質問等ある方はいらっしゃいませんか。「なし」ということでよろしいでしょうか。※異議なし
- それでは、この報告事項については終了することとし、次の報告事項に移りま

す。

- 事務局から報告事項の「(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について説明をお願いします。

## ②事務局説明

(事務局・松野室長)

- 精神保健推進室の松野と申します。資料2「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について」、いわゆる医療的ケア児支援法について御説明いたします。
- 始めに、この医療的ケア児支援法ですが、皆様、既に御承知のことと思います。が、昨年6月11日に成立、9月18日に施行されたところでございます。
- 「1 概要」に記載のとおり、立法の目的として「医療的ケア児の健やかな成長」と「その家族の離職防止」、「安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること」が掲げられております。
- 基本理念は「社会全体で支援」「切れ目のない支援」「医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援」「本人・保護者の意思を尊重した施策」「地域に関わらず等しく支援を受けられる施策」の五つが掲げられ、国・地方公共団体、保育所・学校設置者は、この理念にのっとり、それぞれ支援に係る施策を実施する責務が課せられたところであります。
- また、法第14条において、都道府県知事は、国の呼称ですが「医療的ケア児支援センター」の業務を指定又は自ら行うことができるとされたところであります。
- 「2 医療的ケア児支援センターの設置について」をご覧ください。
- これまで、医療的ケア児の支援に際して、「個別の制度の相談窓口のみでは適切な支援に繋げることが難しい」といったことや「家族は様々なニーズについてどこに相談すれば良いのか分からない」、「多機関で連携して支援に当たることが重要であるが、連携が円滑に図られていない」といった課題があったことを踏まえ、
- 今回のセンターには「支援に係る情報の集約点」「相談先が分からない状況にある方からの相談をしっかりと受け止める」「多機関にまたがる支援の調整役」といった機能が期待されているところです。
- 資料の2枚目をご覧くださいまして、上段に、現在国から示されておりますセンター機能を、下段にそれを踏まえ、現在県の方で考えております機能を記載してございます。
- 県といたしましては、「業務の範囲」に記載しております、「①総合的・専門的な相談支援」「②医療的ケア児等及び関係機関等への情報提供及び研修」「③関係機関等との連絡調整」「④医療的ケア児等支援に係る調査等」を業務の柱として考えております。

- いずれの業務も専門性を要する内容でありますことから、配置する職員については、所有資格に併せ実務経験のある者を配置することを想定しております。  
また、医療面や服薬等のより専門性の高い分野については、適宜アドバイザーを委嘱して対応して参りたいと考えております。
- なお、支援の対象ですが、国においては基本的には医療的ケア児を想定しておりますが、県といたしましては、ライフステージに応じて切れ目のない支援が必要であると考えており、成人期も対象に含めることとするほか、その家族や、支援に携わる関係機関等を支援の対象と考えております。
- これらの方針のもと、早期のセンター開設に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、昨年9月に国や県、市町村に対して医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策の実施を義務付ける医療的ケア児支援法が施行されたとのことでした。
- 県では、この法律に基づき、専門的な相談に応じたり、情報提供や助言などの支援を行う「医療的ケア児支援センター」の開設に向け早期の準備を進めていきたいとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- 御意見、御質問等ある方はいらっしゃいませんか。「なし」ということでよろしいでしょうか。※異議なし
- それでは、報告事項を本協議会として了としたということで理解させていただいて、報告事項を終了します。
- 続きまして、議事に移ります。
- それでは、事務局から議事の「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域生活支援のあり方」について説明をお願いします。

**(3) 議事**

**①事務局説明**

**(事務局・大森課長)**

- それでは、議事の「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域生活支援のあり方」として、当課で実施したグループホームの調査結果についてご報告させていただきます。
- まず、振り返りとなりますが、現行のみやぎ障害者プランでは、3つの重点施策を掲げており、その3番目は、「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」となっております。

- 前回の第1回障害者施策推進協議会においては、このみやぎ障害者プランについて、進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性として、中間検証を行いました。
- その中で、障害のある人の地域生活への移行が計画通りには進んでおらず、障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を踏まえると、今後の地域生活への移行の推進に必要な住環境の整備と介護サービス等の支援について検討する必要があることから、グループホームの実態調査によって現状を把握し、今後の施策展開の方向性を検討する、というご報告をさせていただいたところです。
- 今回の調査結果につきましては、この方向性を踏まえて実施した調査結果について、詳しくご報告をさせていただいて、今後の地域生活支援のあり方について、委員の皆様と議論をさせていただきたいという趣旨でございますので、どうぞよろしくお願いたします。
- それでは、資料3をご覧ください。調査要旨でございますが、障害者の重度化・高齢化や、親亡き後等も地域での安心な生活を支えるため、生活の場の選択肢の一つであるグループホームの実態を把握し、問題点や必要な施策を整理するための調査となっております。
- 調査対象でございますが、県内178事業所に対して調査票を送付し、有効回答数として、123の事業所からご回答いただきました。回収率は69.1%となっております。
- 資料をおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。グループホームのホーム数や総定員数、利用者数について、ご回答いただいた123の事業所で整理したものです。圏域別の数字など細かく表に入っておりますが、下に調査結果の要点をまとめておりますので、そちらをご覧ください。
- ホーム数、総定員数、利用者数のいずれの項目も介護サービス包括型のグループホームが、全体の90%以上を占めております。
- 入居率につきましては、定員に対して利用者数が92.9%ということで、居室の空きが少ないことが明らかになっております。なお、障害者の重度化・高齢化に対応することを目的に、平成30年度に新たに創設された、日中サービス支援型のグループホームについては全体の1%にとどまっております。この、日中サービス支援型のグループホームの新設にあたっての諸課題、問題点については後程触れて参りたいと思います。
- 続きまして5ページをご覧ください。参考として県で把握している県全体のグループホームの推移をまとめております。年々、ホーム数、総定員数、さらには利用者数が増加してきており、空き居室の少なさという状況は依然解消されていないということが、このグラフからもわかります。
- 続きまして、7ページをご覧ください。問3で、グループホームに従事する職員について、管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員、夜間支援従事

者で整理しています。このうち、世話人と夜間支援従事者の勤務形態としては、非常勤の割合が非常に多く過半数を占めております。

また、生活支援員についても、44.9%が非常勤という状況が明らかになっております。

- 続きまして、8ページをご覧ください。問4-1、障害種別ごとの利用者数を整理しております。県全体では、知的障害者が64%と過半を占めており、次いで、精神障害者が27%となっております。なお、圏域によって、この割合に少し違いが出ております。
- 9ページ目、問4-2、障害支援区分ごとの利用者数を整理しております。非該当を含めて区分1から区分6まで、数字が大きいほうが、重い障害ということになりますが、宮城県の場合は、区分2が最も多く、28.6%、これに次いで区分3が28.1%ということでここがボリュームゾーンとなっております。
- 全国と比較すると、区分4以上が全国では半数近くを占めておりますが、本県においては、33%程度に留まっており、比較的障害が重い方々の受け入れが、宮城県ではやや少ないということが、数字から見てとれます。
- 続きまして10ページをご覧ください。問4-3、年齢ごとの利用者数を整理しております。全国との比較では、宮城県では、65歳以上の利用者の割合が多いという状況になっております。65歳から74歳までが17.4%、75歳以上が3.2%ということで、合わせて20%を越しますが、全国では14%台ですので、宮城県の場合は、比較的年齢の高い方々の利用者が多いということが分かります。
- 続いて12ページをご覧ください。問4-5、グループホーム利用者の日中活動ごとのサービス利用者数です。表には総合支援法に基づくサービス種別を掲載しておりますが、宮城県の場合、就労継続支援A型、B型及び一般就労、この合計で全体の50%以上を占めております。一方で、生活介護の利用者も32%ほどおりますので、日常生活における自立度は、入居者によって様々だということが推察されます。全国の数字と比較しますと、全国では生活介護の利用者の割合が宮城県に比べると高く、就労系の利用者の割合は、宮城県のグループホーム利用者の方が高くなっておりますので、数字上からは、比較的宮城県の自立度は高いのではないかと推定しております。
- 少しページが飛びまして、16ページをご覧ください。問5-4、グループホームの報酬加算の取得状況を整理しております。障害者の重度化・高齢化に対応するため、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定で新設や見直しが行われた報酬加算の取得状況を整理したものでございます。報酬加算の内容といたしましては、重度支援加算、医療的ケア対応支援加算、強度行動障害加算、夜間支援加算などございます。調査では、「取得している」、「検討している」、「検討もしてい

ない」の3択で回答をいただいております。17ページの下にまとめのコメントを書いております。夜間支援等体制加算の取得の状況は、90%近くと非常に高くなってはおりますが、それ以外の重度障害者支援加算や、医療的ケア、強度行動障害の取得状況は、非常に低調な状況になっております。

ただ、今後取得を検討しているという回答をいただいた事業所がそれぞれ10数事業所あり、今後こうした報酬加算の見直しが重度化・高齢化に対応するサービスの提供に繋がっていくことを期待しております。

- 続きまして18ページをご覧ください。グループホームを退去した方について、退去後の生活の拠点をどこにしたかを調査しております。なお、平成30年4月から令和3年3月までの3か年を対象にしております。
- 下にコメントを書いておりますが、病院への転居が最大になっており、101件、23.9%となっております。次いで、他のグループホーム、家族と同居の自宅が続いております。
- 病院への転居につきましては、次の問6-2において、障害種別ごとの数を整理しておりますが、精神障害の方の割合が49.4%となっております。病院への転居が最多である理由の一つとして、精神科病院への入院が一定数あるのではないかと推察しております。
- 続きまして、22ページをご覧ください。問6-5、グループホームの退去に至った理由を整理しております。調査の結果では、様々な理由に分かれましたが、「疾病や事故」、さらには「障害の重度化」を理由とした退去が、それぞれ12%ということで、最も多い理由となっております。
- 続きまして24ページをお開きください。問7-1、今度は退去ではなくて、ここ3年間で、新たにグループホームに入居した方々が、入居前、どこにお住まいだったのか調査しております。こちらにも下にコメントがあって、一番多かったのは自宅で家族と同居していたで、36%となっております。なお、障害者施設、いわゆる入所施設からの転居は2%程度にとどまっており、施設からの地域移行が、この数字からも、なかなか進んでないことが明らかになっております。
- 25ページ、問7-2ですが、グループホームの新規入居について、どこからのつながりによって入居となったのかを整理しております。こちらにつきましては、「相談支援事業所からグループホームの利用に繋がった」が半数近くでした。
- それ以外では、「他のサービス事業所」や「病院から繋がった」例が割合的には多いわけですが、相談支援事業所については、支援員不足が課題として指摘されておりますので、支援員の充足がなされれば、さらに、相談支援事業所を通じたグループホームへの入居が増えていくのではないかと、推察しております。
- 続きまして、33ページをご覧ください。問8-1、グループホームを運営する事業者側にとっての運営上の問題点について、複数回答でご回答いただいたも

のを整理しております。

- 「経営収支が苦しくて、人材の確保定着が難しい」が、全体数からすると複数回答で計算しておりますので、14.7%となっておりますが、このアンケートにご回答いただいた123のうちの95の事業所が回答をしており、約8割の事業所が、経営の収支の苦しさを掲げている状況でございます。
- その他で言いますと、「教育研修の時間が十分にとれない」ですとか、「支援従事者の支援業務に関する知識や技術が不足している」といった回答が、かなりの割合を占めております。これは、グループホームの職員について、先ほどご説明しましたが、世話人ですとか、支援員、夜間従事者等の多くが非常勤ということも背景にあるのではないかと推察しております。
- 37ページには、経営上の諸課題や今後の施策について、自由記述で回答を求めたものがございますので、こちらについても後程ご覧ください。
- 27ページにお戻りください。問7-4、特に入居が難しいとされる障害者について、グループホームで受け入れたことがあるか、過去3か年の実績の有無を調査しております。
- 具体的には、強度行動障害を有する障害者と医療的ケアが必要な障害者の受入実績を調査しました。受け入れ実績があった事業所については、強度行動障害に関しては約11%、医療的ケアが必要な障害者については約6%となっており、実績のある事業所がかなり少ないことが明らかになっております。
- 28ページからは、入居が難しいとされる障害者の、受入に関する課題等について、自由記述で回答していただいたものをまとめております。
- まず、強度行動障害につきましては、人員確保に関して、自傷行為等を防ぐため、専門知識を持った人材を常時配置した見守り体制の確保がなかなか難しいという御意見を多くいただいております。
- 受け入れが進むために必要な支援などですが、サービス報酬単価の設定、補助の創設などについて、多くの御意見が寄せられました。
- その他、一定期間、入所施設でアセスメントを行って、グループホームでの生活に必要な環境設定、支援方法を探るなど、入所施設と連携を図ることや、福祉人材の確保定着に向けたPR、専門職の養成機関に対する補助についてもご提案をいただいたところでございます。
- 人員不足が課題である一方で、支援者数を増員させても、問題解決に至らないという回答もございまして、人員確保とあわせて、職員一人一人の技術、知識の習得が重要となります。
- 29ページ、支援の専門性に関することとして、居住空間の構成に関するノウハウが不足している、強度行動障害のある方等との入居者との関係性の調整が難しい、ということが課題に挙げられております。

- 必要な支援については、例えば、他のグループホームの見学などにより、新事例を把握共有すること、研修の充実、専門機関からのコンサルテーションなどについてのご提案がございました。
- 30ページ、施設の整備に関することとしては、騒音対策のための費用負担などが課題となっており、補助の創設拡充についての御意見をいただきました。その他といたしましては近隣住民から理解が得られにくいので、理解を促進するためのサポートが必要とされる回答が複数ございました。
- 続きまして、31ページ以降が、医療的ケアを必要とする障害者の受入に関する課題でございます。こちらにつきましても、強度行動障害と同じように、人材の確保、専門性の不足、施設環境整備に要する費用負担などを課題とする回答が多く寄せられております。
- また、特徴的なものとしたしましては、32ページ、施設の整備に関することとして、医療的ケアを行うために必要な居室の広さの確保が課題として指摘されております。その他に医療機関との連携も複数の回答いただいたところでございます。
- 受入が進むために必要な支援としては、研修・講習の充実はもとより、地域の訪問医療や訪問介護の充実、受入実績のある他の事業者との情報交換などが挙げられております。
- 最後に35ページ、問8-2、日中サービス支援型のグループホームを新設する予定の有無について調査しております。このグループホームは平成30年に創設された類型で、夜間の職員を配置するなど、従来のグループホームより手厚い人員配置で、常時の支援体制を確保することを基本としたサービスとなっております。
- このグループホームの類型について、今後の新設予定があると回答したところは、わずか2%でした。また、予定はないが、検討しているという回答は、16%程度でした。
- 続いて36ページ、問8-3、新設にあたっての問題点について調査しております。全体的な課題でも出てきていたところでございますが、採算が厳しいことや、人員の確保定着、特に看護師や夜間職員の確保が課題として挙げられております。
- その他、重度障害者の受入ありきの報酬で採算が合わない、入居希望者等の情報がない、といった意見や、日中サービス支援型では短期入所を併設することが要件となっており、そのことが足かせになっているという御意見もありました。
- 調査結果については以上です。県といたしましては、本調査結果を踏まえて、今後の地域生活支援のあり方について、委員の皆様から御意見をいただきながら、今後の施策について検討して参りたいと考えております。

- 報告は以上となります。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、医療的ケアや強度行動障害の方が地域での暮らしを実現するために必要な支援を検討するため、グループホームの実態調査を行ったとのことでした。
- 調査の結果、医療的ケアを要する方、強度行動障害のある方ともにグループホームで受け入れるためには、人員の確保や、それぞれの分野における専門知識や技術の向上、施設や環境整備に要する費用に課題があるとのことでした。
- また、平成30年4月に創設された日中サービス支援型のグループホームについては、3分の1を超える事業所が、一度は新設を検討したものの、採算性や、看護師・夜間職員の確保などの人員の確保・定着に課題があり、実際に新設の予定がある事業所は2%に留まっているとのことでした。
- 事務局としては、これらの調査結果から、委員の皆様から御意見をいただきながら、今後の施策について検討していきたいとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい。野口委員お願いします。

**②質疑応答**

**(野口委員)**

- 東北大学の野口でございます。調査結果を取りまとめた表に記載されているパーセンテージについて、分母がどれになっているのか分かりにくいものとなっています。そのため、全体の中で何が大きくて何が小さいのかを見たいのか、圏域ごとの比較を見たいのか、何かの種別ごとの比較を見たいのか、良く分からない作りになっていて、困惑しております。パーセンテージの分母がどこになるのか分かるかたちで示していただけるといいかと思えます。
- 例えば問6-1のパーセンテージは、項目ごとに横計で100%になるように集計しているのだと思いますが、一番右の計は縦計で100%になっています。また一番下の項目の計は、県全体の中での圏域ごとのパーセンテージが入っています。この表の中で、何を見たいのかを整理した上で、パーセンテージを記載していただいた方が、よいのではないかと思います。
- また、同じくパーセンテージになるのですが、複数回答をまとめている、例えば問8-1などについては、全体の回答数に対する割合は、あまり意味がないので、パーセンテージの母数は事業所数にした方がよいのではないかと思います。
- 次に問7-4について、未回答の事業者がいるからなのか、「n=98」となっているのですが、この「n」が何を指しているのか分からないので、補足説明を

追加していただければと思います。以上です。

**(阿部会長)**

- ただいま、野口委員から表の作り方について、もう少し丁寧な配慮、対応とそ  
のための工夫について具体的なお指摘をいただきました。事務局、いかがでしょ  
うか。

**(事務局・大森課長)**

- 野口委員、ありがとうございました。委員ご指摘のとおり、パーセンテージの  
取り方などの補足説明が不足しておりました。
- できる限りルール化したつもりだったのですが、改めてご指摘の部分を確認し  
ますと、パーセンテージの取り方も設問によってばらつきがありました。
- また、パーセンテージの母数の取り方につきましても、委員ご指摘のとおりか  
と思いますので、事務局で再整理させていただき、この調査結果を改めて各委員  
にお配りしたいと思います。ご指摘、ありがとうございました。

**(阿部会長)**

- それでは、他に御質問や御意見はございませんか。はい、下山委員。

**(下山委員)**

- はい、手をつなぐ育成会の下山です。いつもお世話になっております。
- 私の子どももグループホームに入居しているのですが、同じホームの入居者の  
中で、最高齢の方は65歳です。そして、その方のご家族の方から「グループホ  
ームで看取りはしてもらえるのですか？」と聞かれました。
- 私の子どもは、まだそこまで高齢ではないので、看取りまで考えたことはなか  
ったのですが、その方のご家族、具体的にはお姉さんなのですが、御自身も高齢  
なので、自分が亡くなった後のことを心配しているのだと思います。
- この質問に対して、グループホームの回答は、「看取りはしません」とのこと  
でした。だったらどこに行けばいいんですか、いつまでもホームにいてはいけない  
のですか、ということになります。これは凄く難しい問題だと思います。
- 問6-5では、障害が重くなったことを理由に退去されている方が12.2%  
となっておりますが、この退去された方の行き先について説明があると、とても  
良かったと思います。
- また、グループホームに入居しても、いずれ出て行かなくてはならないという  
ことが、親たちが施設入所を希望する理由にもなっていると思います。
- 今グループホームに入居している知的障害の子どもたちは、年齢も上がってき  
ておりますので、この子たちが高齢になったとき、どこに行くのか、宮城県では、  
これ以上入所施設は作れないとのことですので、気になっています。

**(阿部会長)**

- グループホームと看取りの問題について、事務局の方で、現在のところで何か

理解されていること、あるいは今の御意見をそのまま受けていただいてコメントをいただければと思います。

**(事務局・大森課長)**

- 貴重な御意見、ありがとうございました。今時点で、グループホームにおける看取りの対応について正確な回答はもっていないのですが、グループホームに医療関係者の職員が配置できていないため、看取りの対応が現実的にできるのか、という話になっているのだと思います。
- 仮にグループホームに入居者していても、何らかの対応が必要になれば医療機関への入院が原則というお話をしているのではないかと考えております。
- ただ、現実問題として、県内では65歳以上のグループホーム入居者が多いので、切実な課題ととらえております。
- 制度的な問題と運用上の問題について、我々の方でも少し整理させていただいて、委員に御報告したいと考えております。

**(阿部会長)**

- 他にはよろしいでしょうか。はい、森委員。

**(森委員)**

- 障害者の居住支援については、社会保障審議会の障害者部会でもかなり精力的に議論されています。そこでは、グループホームの制度のあり方や障害者支援施設のあり方、そして地域生活支援拠点等の整備の推進について検討がなされており、12月16日に中間整理が出ています。宮城県のグループホームの実態調査と同じような問題意識があるのではないかと考えて見ておりました。
- あともう一つは、全国肢体不自由児者父母の会連合会が今年の10月から12月にかけて、全国6か所で、重度障害者、医療的ケアのある方のグループホームの住まいのあり方と運営の課題というセミナーを実施しております。
- この6回のセミナーは、いずれも北海道の伊達市にある社会福祉法人伊達コスモス21の大垣理事長が務めております。この伊達コスモス21はグループホームを10か所運営しており、58人が利用しております。
- この大垣理事長が12月に仙台市でもセミナーを実施しましたので、私もオブザーバーとして参加しました。このとき、大垣理事長にグループホームの事業を行って事業採算性があるのか聞いてみました。
- すると、大垣理事長からは、採算は全くないとの回答がありました。生活介護などの他の事業の収益で補ってんして運営しているとのことでした。ただ、大垣理事長は、御自身に使命感があるので、重度障害者や医療的ケアのある方のグループホームの建設・整備をしているのだ、とのことでした。
- このとき思ったのですが、私はこれまでに、2件の特別養護老人ホームの整備に関わっているのですが、特別養護老人ホームについては、整備するときの事業

のシミュレーションが様々あり、それを参考にすることができました。

- しかし、障害者のグループホームについては、そのようなシミュレーションを見たことがありません。国や県など行政が、整備初年度から5年後くらいまでの事業シミュレーションを作成していただければ、新たに整備しようという方も現れるのではないのでしょうか。
- なお、グループホームの立ち上げに関するシミュレーションをインターネットで検索すると、収益率が20%というようなあり得ないものが出てきます。我々の法人にも時々、障害者のグループホームを整備したいのでアドバイスを願います、というような問合せがあるのですが、何故整備をするのか理由を聞くと、インターネットでいい話を見たから、というような答がかえってきて、実態を理解されていないのではないかと思います。
- ですから、行政の方に、簡単でもいいので、こういうグループホームを立ち上げたらこういう収支になる、というようなものを作成していただきたいと思えます。

(阿部会長)

- 事務局から、ただいまのシミュレーションの件についてご対応ありますか。

(事務局・大森課長)

- はい、御意見ありがとうございました。グループホームの採算性、収支について、厳しいという御意見が今回の調査でも多く寄せられました。また、我々としても、障害の程度が重い方を受け入れているグループホームでは、採算がなかなか取れないのではないかと認識しております。
- 基本的には国の報酬をベースに各事業所では、収支のシミュレーションを建てているものと考えております。また、指定にあたっては、県管轄であれば、県に事業計画を提出していただき、内容審査の上、この内容で事業を実施できると判断した場合には指定をしておりますので、我々としては、ある程度シミュレーションに関する数字を持っていると考えております。
- 新たにグループホームの整備を考えている事業者の皆様の参考になるようなシミュレーションが必要との御意見でしたので、今後、県として、ご指摘のあった情報提供ができないか検討したいと思います。

(阿部会長)

- はい、よろしいでしょうか。この他に、御意見や御質問のある委員はいませんか。

いらっしゃらないということで、大丈夫でしょうか。※異議なし

- それでは、これで報告事項及び議事の一切を終了いたします。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

#### (4) 閉会

##### (事務局・八鍬副参事)

- 阿部会長，議事進行ありがとうございました。
- 次第「4 その他」に移ります。皆様から何か御案内，御連絡等ございませんでしょうか。※なし。
- それでは，以上をもちまして，令和3年度第2回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議，誠にありがとうございました。